

該当ページ	内容
実施要領 「5 参加表明等の提出 (1) 提出書類」	「⑦ 納税証明書（国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明）」については提出日3ヶ月以内に発行されたものとし、コピーでも可とする。